

シンポジウム紹介

東アジアにおける監督義務者責任の 現状と課題について

崔 光日

Introduction

The Current Situation of the Liability of Person Obligated to Supervise Other Person in East Asia and the Problems Involved

CUI Guangri

日本民法は、責任無能力者の加害行為については、法定の監督義務者が損害賠償責任を負うことになっている（714条）が、その法定の監督義務者の意義、とりわけ誰が成年の責任無能力者の監督義務者かは従来から必ずしも明らかになっておらず、近年、監督義務者を定めるとされていた特別法（現精神保健福祉法）が改正され、監督義務者が当然には決まらなくなり、成年後見制度改正により、成年後見人も法定の監督義務者に当然には該当しない状況になっている。また、実務（最判平成28年3月1日、「JR東海事件」判決）において、成年の責任無能力者の加害行為については、民法714条がほとんど機能しないものとなったといわれる（窪田充見、ジュリ2016年4号67頁）など、日本の責任能力及び監督義務者責任制度には、解決すべき課題と問題点が少なくない（窪田充見、別冊NBL155号71頁）。とりわけ、超高齢社会の到来により、認知症高齢者（責任無能力者）およびその事故・事件の増加が予想されるなかで、監督義務者責任の問題点・限界が顕在化しており、民法改正議論においては、その改正が提案されている（民法改正研究会「日本民法典財産法改正試案」666条（衡平責任）、判タ1281号140頁）。

このような日本法の状況に対して、近隣の中国、韓国と台湾法は、日本法と同じく責任無能力者の加害行為については、その監督義務者が責任を負うことになっているが、また、日本法と異

なる特徴があり、日本法の問題点・課題の検討に参考になるところがあると思われる。筆者は、中韓台の監督義務者責任制度の日本法への示唆を求めて、日本学術振興会の研究助成を受け（課題番号17K03472）、「東アジアにおける監督義務者責任の比較研究」をテーマに研究を行い、2019年3月に台湾大学法律学院陳忠五教授、韓国大法院高鉄雄裁判研究官と上海交通大学法学院其木提副教授を招いて、シンポジウム『東アジアにおける監督義務者責任の現状と課題』を開催（「21世紀不法行為法研究会」と共催）した。今回本紙に掲載する陳忠五、高鉄雄両氏の論文は、そのシンポジウムにおける報告に報告者本人が若干の加筆・修正をしたものである。

其木提氏の報告は、諸般の事情により今回は掲載することができなかったもので、ここに中国法の監督義務者責任の規定を簡単に紹介する⁽¹⁾。中国法では、責任無能力者（行為無能力者と制限行為能力者）⁽²⁾の監督義務者（原語は「監護人」、以下同）が被監護人の加害行為に対して責任を負う（侵権責任法32条）が、それは無過失責任であり、過失責任（中間責任）である日本法より被害者の救済に有利な構成になっているといえる。その一方、監護人がその監護義務を怠らなかった場合には、その責任が軽減でき（侵権責任法32条1項）、監督義務者が責任を負う場合であっても、責任無能力者に財産があるときはその財産から賠償し、不足分について監督義務者が賠償する（同条2項）。そして、監護人は、配偶者などの親族だけでなく、責任無能力者と特定の関係のある組織・機関などもなりうる（民法総則31条、32条）が、どのようにして立場の異なる監護人に同じく損害賠償責任を負わせるかは、比較法的に興味深い問題である。実務における親族以外の監護人の責任の状況は、其木提氏の報告においても明らかではないが、筆者の中国現地での聞き取り調査においては、実際には、親族が責任を負うのが一般的であり、親族以外の監護人の責任を追及する事例はほとんどないようであった。

台湾と韓国の監督義務者責任の現状と課題については、今回掲載する陳忠五氏と高鉄雄氏の論文を参照していただき、中国の監督義務者責任については、別の機会に紹介・検討することにしたと思う。

(1) 中国の監督義務者責任については、さしあたり拙稿「中国の監督義務者責任の現状と特徴」（大東ロージャーナル13号69頁以下）を参照されたい。

(2) 中国法は、立法上は責任無能力者の概念を用いていないが、行為無能力者と制限行為能力者は、その加害行為に対する責任を負わず、監督義務者が責任を負うことになっているため、日本法の責任無能力者に当たるといえよう。